

# 計画の基本的な考え方

## 1 計画の基本理念

### (1) 交通事故のない島根を目指して

島根県では、平成4年に人口が自然減に転じ、若年層の転出超過等による社会減も加わり人口減少がさらに進むなか、高齢化率は平成24年度に30%に達し全国でも最上位にあります。こうした社会状況にあって、真に豊かで活力ある社会を実現するためには、その前提として県民すべての願いである安全で安心して暮らせる島根を実現することが極めて重要です。

交通事故により県内でも毎年多くの方が被害に遭われており、その数が災害や犯罪等他の危険によるものと比べても圧倒的に多いことを考えると、交通安全の確保は、安全で安心な島根づくりを進めていくための重要な要素です。

これまで県内の交通安全の総合的な推進を図るため、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、昭和46年以降、5年ごとに9次にわたって「島根県交通安全計画」を策定し、各種の施策を実施してきましたが、交通事故死者数は10年前の半数以下になるとともに、平成17年では、年間3,000件を超えていた交通事故が、平成27年には半数以下の1,300件台まで減少しています。

各年齢層で死者が減少しているなか、高齢者の交通事故死者の減少幅は少なく、全死者数に占める高齢者の割合は、平成27年に5割を下回ったものの平成18年から平成26年まで9年連続で5割以上となっており、高齢者の交通事故抑止対策が喫緊の課題となっています。

交通事故が大幅に減少したとはいえ、未だ事故件数は高い水準で推移しており、更なる対策の実施が必要であることから、人命尊重の理念に立ち、人優先の交通安全意識の定着による「交通事故ゼロ」の島根を目指し、平成28年度を初年度とする「第10次島根県交通安全計画」を策定し、実効性のある対策を重点的かつ計画的に推進します。

### (2) 人優先の交通安全思想

道路交通については、自動車と比較して弱い立場にある歩行者の、また、全ての交通について、高齢者、障がい者、子ども等の交通弱者の安全を一層確保することが必要です。交通事故がない社会は、交通弱者が社会的に自立できる社会でもあり、「人優先」の交通安全思想を基本とし、あらゆる施策を推進します。

### (3) 交通社会を構成する三要素

本計画においては、「道路交通」、「鉄道交通」、「踏切道における交通」のそれぞれの陸上交通の安全分野ごとに、計画期間内に達成すべき数値目標を設定するとともに、その実現を図るために講じるべき施策を明らかにしていきます。

具体的には、交通社会を構成する「人」、自動車や鉄道などの「交通機関」及び活動する場としての「交通環境」の三つの要素について、交通事故の未然防止対策、発生した事故対策及び被害者対策など相互の関連を考慮しながら、可能な限り成果目標を設定した施策を策定するとともに、重点事項を定めて効果的に推進します。

#### ア 人間に係る安全対策

交通機関の安全な運転を確保するため、運転する人間の知識・技能の向上、交通安全意識の徹底、指導取締りの強化、運転の管理の改善、労働条件の適正化等を一体的に推進することが重要です。

歩行者等の安全な移動を確保するため、歩行者等の交通安全意識の徹底、指導の強化を図ることに加え、県民一人一人が、自ら安全で安心な交通社会を構築していこうとする前向きな意識を持つことが重要であることから、交通安全教育、普及啓発活動を推進します。

また、安全運転義務違反に起因する事故が依然として多発している現状を直視し、事故そのものの抑止に取り組む前提として、ワークライフバランスを含む生活面や環境面などあらゆる観点を踏まえた総合的な交通安全対策を積極的に推進し、交通事故が起きにくい環境を整えていくことが、今後ますます重要となります。

安全意識の高揚のため、交通事故被害者等（交通事故の被害者及びその家族又は遺族。以下同じ。）の声を直接県民が聞く機会をつくることも有効です。さらに、県民が身近な地域や団体において、地域の課題を意識し自ら具体的な目標や方針を設定したり、交通安全の活動に参加するなど、安全で安心な交通社会の構築をめざし具体的な行動を起こしていくような仕組みづくりが必要です。このため、県計画の策定にあたっては、国の基本計画を踏まえつつ、県内各地の社会情勢や交通情勢等を十分考慮し、県民の意向を反映させます。

#### **イ 交通機関に係る安全対策**

人間はエラーを犯すものとの前提の下で、それらのエラーが事故に結び付かないように、不断の技術開発によってその構造、設備、装置等の安全性を高めるとともに、各交通機関の社会的機能や特性を考慮しつつ、高い安全水準を常に維持させるための措置を講じ、さらに、必要な検査等を実施し得る体制を充実させるものとします。

#### **ウ 交通環境に係る安全対策**

機能分担された道路網の整備、交通安全施設等の整備、交通管制システムの充実、効果的な交通規制の推進、交通に関する情報の提供の充実、施設の老朽化対策等を図るものとします。

また、交通環境の整備に当たっては、人優先の考えの下、人間自身の移動空間と自動車や鉄道等の交通機関との分離を図るなどにより、混合交通に起因する接触の危険を排除する施策を充実させるものとします。特に、道路交通においては、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において、歩道の整備を積極的に実施するなど、人優先の交通安全対策の更なる推進を図ります。

#### **(4) 情報通信技術（ICT）の活用**

人間、交通機関、交通環境の三要素を結び付けるものとして、また、三要素をそれぞれの施策効果を高めるものとして、情報の役割は重要です。特に情報通信技術（ICT）の活用は、人の認知や判断等の能力や活動を補い、また、人間の不注意によるミスを打消し、さらには、それによる被害を最小限にとどめるなど、交通安全に大きく貢献することが期待されます。このようなことから、高度道路交通システム（ITS）の取組を積極的に推進し、また有効かつ適切な交通安全対策を講ずるため、その基礎として、交通事故原因の総合的な調査・分析の充実・強化、必要な研究開発の推進を図ります。

#### **(5) 救助・救急活動及び被害者支援の充実**

交通事故が発生した場合に負傷者の救命を図り、また、被害を最少に抑えるため、迅速な救助・救急活動の充実、負傷者の治療の充実等を図ることが重要です。また、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の制定を踏まえ、交通安全の分野においても一層の被害者支援の充実を図ります。

#### **(6) 参加・協働型の交通安全活動の推進**

交通事故防止のためには、県、警察、市町村、関係民間団体等が緊密な連携の下に施策を推進するとともに、県民の主体的な交通安全活動を積極的に促進することが重要であることから、県及び市町村の行う交通の安全に関する施策に計画段階から県民が参加できる仕組みづくり、県民が主体的に行う交通

安全総点検、地域におけるその特性に応じた取り組み等により、参加・協働型の交通安全活動を推進します。

#### (7) 効果的・効率的な対策の実施

現在、県及び市町村では、悲惨な交通事故の根絶を目指し、厳しい財政事情を踏まえつつも、交通安全対策を進めています。このため、地域の交通実態に応じ、少ない予算で最大限の効果を上げることができるような対策に集中して取り組むとともに、ライフサイクルコストを見通した信号機等の整備を図るなど効率的な予算執行に配慮します。

また、交通の安全に関する施策は、多方面にわたっており、これらは相互に密接な関連を有するので、有機的に連携させ、総合的かつ効果的に実施することが肝要です。

これらの施策は、少子高齢化、国際化等の社会情勢の変化や交通事故の状況、交通事情等の変化に弾力的に対応させるとともに、その効果等を勘案して、適切な施策を選択し、これを重点的かつ効果的に実施するものとします。

さらに、交通の安全は交通需要や交通の円滑性・快適性と密接な関連を有するものであるため、自動車交通量の拡大の抑制等によりこれらの視点にも十分配慮するとともに、沿道の土地利用や道路利用の在り方も視野に入れた取組を行っていくものとするほか、地震や津波等に対する防災の観点にも適切な配慮を行うものとします。

#### (8) 公共交通機関等における一層の安全の確保

このほか、県民の日常生活を支え、一たび交通事故等が発生した場合には、大きな被害となる公共交通機関等の一層の安全を確保するため、保安監査の充実・強化を図るとともに、事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善するものとします。

さらに、事業者は、多くの利用者を安全に目的地に運ぶ重要な機能を担っていることに鑑み、運転者等の健康管理を含む安全対策に一層取り組む必要があります。

また、2020年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、本県を訪れる外国人旅行者等の増加が見込まれることを踏まえ、公共交通機関等へのテロや犯罪等の危険行為により交通安全が脅かされることのないよう、国のテロ対策等とあいまって公共交通機関等の安全を確保していくものとします。

## 2 計画の性格・期間

- (1) この計画は、交通安全対策基本法の定めるところにより、国の第10次交通安全基本計画に基づき、島根県内における島根県と島根県を管轄する国の指定地方行政機関等が実施する陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めたものであり、市町村が定める交通安全計画の指針となるものです。
- (2) この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とし、この計画に基づき毎年度「島根県交通安全実施計画」を策定して具体的な施策に取り組めます。

## 3 交通安全計画における目標

### (1) 道路交通の安全についての目標

《交通安全対策における究極の目標は、「交通事故ゼロの島根」の実現であるが、そこに至るまでの本計画期間中における目標は次のとおりとします。》

目標	①交通事故死者数	18人以下
	②交通事故死傷者数	1,300人以下
	③高齢者交通事故死者数	全交通事故死者数の半数以下

国では、世界一安全な道路交通の実現を目指すという政府目標の実現を図ることを踏まえ、国の第10次交通安全基本計画においては、平成32年までに年間の24時間死者数を2,500人以下、死傷者数を50万人以下とする目標数値が設定されました。

島根県においても、人命尊重の理念に基づき、究極的には交通事故のない社会を目指しながら、平成32年までに達成すべき年間の24時間死者数及び死傷者数の数値目標を以下のとおりとし、その実現を図ります。

#### ① 交通事故死者数

国の第10次交通安全基本計画及び本県の交通事故発生状況に対応し、本計画においても、県民の理解と協力のもと、県、市町村及び国の関係行政機関と連携して、人命尊重の理念に基づき、究極的には交通事故のない社会を目指しながら、平成32年度までには年間の24時間死者数を18人以下とすることを目指します。

#### ② 交通事故死傷者数

本計画における最優先の目標は死者数の減少ですが、交通安全対策の諸施策を総合的かつ強力に推進し、交通事故そのものの減少や死傷者数の減少にも一層積極的に取り組み、平成32年までに年間の死傷者数を1,300人以下とすることを目指します。

#### ③ 高齢者交通事故死者数

本県における交通死亡事故の特徴として高齢者関与の事故の増加が挙げられ、高齢者死者の割合が高いことから、高齢者の実態を踏まえたきめ細やかで総合的な交通安全対策の推進を図り、平成32年までには年間の高齢者死者数を交通事故抑止目標の半数以下とすることを目指します。

### (2) 鉄道交通の安全についての目標

目標	①乗客の死者数ゼロ
	②運転事故全体の死者数減少

列車の衝突や脱線等により乗客に死者が発生するような重大な列車事故を未然に防止することが必要です。また、近年の運転事故等の特徴等を踏まえ、ホームでの接触事故等を含む運転事故全体の死者数を減少させることが重要です。

近年は人口減少等による輸送量の伸び悩み等から、厳しい経営を強いられている事業者が多い状況ですが、引き続き安全対策を推進していく必要があります。

こうした現状を踏まえ、県民の理解と協力の下、第2章に掲げる諸施策を総合的かつ強力に推進することにより、乗客の死者数ゼロを継続すること、及び運転事故全体の死者数を減少させることを目指すものとします。

### (3) 踏切道における交通安全についての目標

目標	踏切事故件数ゼロ
----	----------

踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、県民の理解と協力のもと、第3章に掲げる諸施策を総合的かつ積極的に推進することにより、踏切事故件数ゼロを目指すものとします。